

**国頭村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**



**令和8年3月
国頭村教育委員会**

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

国において、教師を取り巻く環境整備が喫緊の課題となる中、沖縄県では令和6年度から8年度までの3年間を集中取り組み期間として、新たな働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」の下、学校における働き方改革と教職員のメンタルヘルス対策の取組が一体的な推進として進められている。

このような中、本村においても、教育目標である「夢と希望を育む、教育・文化の光るむらづくり」の実現に向けて、沖縄県の計画と連動して、教育職員の長時間労働の是正やメンタルヘルス対策を含む労働安全衛生管理の充実等に取り組む必要があるため、本計画を策定し実効性ある取組の推進を図るものである。

(2) 本村の現状

①本村では、令和3年3月に所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「国頭村立学校教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という。）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

②こうした取組の結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月5.3時間	2.3%	0%
中学校	月7.4時間	13.1%	0.7%

③時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校では13.1%となっている。時間外在校等時間の主な理由として「部活動指導」「授業準備」等が挙げられている。部活動の地域移行を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

④こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

⑤県の計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」の実施計画（集中取組期間）が、令和6年度から令和8年度までの3年間としている関係上、本計画は令和8年度中に再検討し、変更があれば再度策定する。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

- (1) 時間外在校等時間に関する目標
 - ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
 - ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を5時間程度にする。
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
 - ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を4%まで減少させる。
 - ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざすため、ストレスチェックにおける「普段の仕事にやりがいを感じますか」の質問項目への肯定的な回答の率を25%にする。

3. 計画の期間

令和7年度から令和11年度

※県計画「みんなのピースフル・プラン」の実施期間が令和6年度から令和8年度までの3年間としている関係上、令和8年度中に村計画の取組内容等の変更を再検討する。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し。
 - ① 学校以外が担うべき業務
 - ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
 - ・ コミュニティー・スクール（学校運営協議会制度）設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討。
 - ・ 学校におけるPTA活動の内容や役割分担などの見直し。
 - イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求などの学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの適正配置
 - ・ 村長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制の構築。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答「3分類」⑥関係

- ・「すぐーる」を活用した調査・アンケートの実施。
- ・教育委員会から学校へ依頼する調査・報告等の整理・削減の実施。

イ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成「3分類」⑦関係

- ・ICT支援員の適正配置。
- ・「すぐーる」を活用した周知。

ウ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・国頭村部活動ガイドラインに沿った取組の周知・実施。
- ・部活動の地域移行に係る取組の推進。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・スクールソーシャルワーカー・教育相談員の周知。
- ・学習支援員・特別支援員の適正配置。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・デジタル技術の活用により、教育DXを実現し、「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を90%にする。

（3）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

・心身の健康問題についても、産業医面談や臨床心理士が行っているカウンセリングも活用しながら相談を促す。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

（１）取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度国頭村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。

（２）学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

（３）時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している出退勤管理システムで把握する。

（４）教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

（５）各学校における働き方改革の取組が進むよう、校長研の際に各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

（６）保護者、地域の理解を促進するため、村長部局と連携し、区長会での周知及び保護者に対しては「すぐーる」にて配信し、本村における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、協力を得られるよう取り組む。